

鹿屋市指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「監理」の次に「及び測量」を加え、「、測量の契約にあつては第2号、第3号及び第9号」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 営業について法律上必要な登録を有する者

第2条第9号を削る。

別表中「損益計算書）を添付すること。」の次に「ただし、市外業者については直前の1か年（事業年度）分」を加える。

別記第2号様式を次のように改める。



附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。